

医療と介護の負担が高額になったら、 高額医療・高額介護合算制度をご活用ください！

～安心して医療や介護が受けられるよう負担軽減制度が充実しました～

20年3月
利用までは

医療と介護の各制度 からそれぞれ支給

自己負担が高額になったら、

- ★医療費は
高額療養費
 - ★介護サービス費は
高額介護サービス費
- として、月単位の限度額を超えた場合、申請によりその差額分が、支給されます。

20年4月
利用からは

なお残る自己負担を 合算してさらに支給

医療保険上の世帯において、医療と介護の両方に自己負担があり、年間（前年8月～7月）の合算額が下表の限度額を超えたときは、

↓
**高額医療・高額介護
合算制度からさらなる
支給**があります。

21年8月から受付開始

病院に長期入
院しました。



介護施設に入
所しています。



支給申請は 介護⇒医療の順番で

合算制度から支給を受けるには、

- ①市町村の介護保険窓口で「自己負担額証明書」交付の申請をします。
- ②支給基準日(7月31日)に加入していた医療保険窓口で①の証明書を添付して申請をします。

支給額は医療保険でまとめて計算

◆自己負担限度額（前年8月～7月の1年間の合計）

| 所得区分 | 75歳以上 | 70～74歳 | 70歳未満 |
|---------------|----------------|----------------|------------------|
| | 後期+介護 | 医療+介護 | 医療+介護 |
| 上位所得者 ※1 | — | — | 126万円 (168万円) |
| 現役並み所得者 ※2 | 67万円 (89万円) | 67万円 (89万円) | — |
| 一般 ※3 | 56万円 (75万円) | 56万円 (75万円) | 67万円 (89万円) |
| 低所得者 ※4 | Ⅱ ※5 | 31万円 (41万円) | 34万円 (45万円) |
| | Ⅰ ※6 | 19万円 (25万円) | |

注1 ()内の額は、平成20年4月～平成21年7月の16か月間を合算対象とする場合の自己負担限度額です。

注2 自己負担限度額+500円が実際の支給基準額となり、医療と介護の自己負担額の合計が支給基準額を超えた場合に、自己負担額の合計から自己負担限度額を差し引いた金額が支給されます。

注3 合算できる自己負担の範囲は、高額療養費や高額介護サービス費と同様（食費・居費、介護保険の住宅改修費等は対象外）で、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は、合算計算上の自己負担額には含まれません。

※1 国民健康保険の場合は基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の70歳未満の被保険者、また70歳未満の社会保険等加入者の場合は月収が53万円以上あること

※2 医療費の負担割合が3割になっている70歳以上の被保険者

※3 ※1と※2以外の住民税課税世帯で70歳未満の被保険者

※4 住民税非課税世帯で70歳未満の被保険者

※5 ※6以外の住民税非課税世帯で70歳以上の被保険者

※6 所得が0円（年金は80万円までが必要経費）の住民税非課税世帯で70歳以上の被保険者

◆申請について

| | 支給対象者 (申請者) | 申請の受付 (申請期限) | 申請に必要なもの 領収証は不要 | 支給時期 |
|---------------------------------------|-----------------------|--|---|--|
| 高額介護 合算療養費 (医療保険から の支給分) | 被保険者 ※市の国保は世 帯主 | 8月以降随時 (8月1日から 2年以内に) 申請は7/31 に加入する 医療保険者へ | 【市の国保】 世帯主の被保険者証・印鑑・通帳 【後期高齢者医療】 被保険者(対象者全員)の被保険者証・印鑑・通帳 【他の保険】 加入先に確認してください。 自己負担額証明書(※)等が必要な場合あり。 | 加入先の医療保険者に 確認してください。 ※久留米市は11月 以降(予定) |
| 高額医療合算 介護サービス費 (介護保険から の支給分) | 被保険者 | 計算終了後、 支給(不支給) 通知が各保険 者から送付 | 【市の介護】 被保険者(対象者全員)の被保険者証・印鑑・通帳 【他市町村の介護】 加入先に確認してください。 自己負担額証明書(※)等が必要な場合あり。 | 久留米市は11月以 降(予定) ※他市町村の場合は 加入先に確認してく ださい。 |

※「自己負担額証明書」とは、支給計算を行う医療保険者が自己負担額を確認するためのもので、計算期間内に複数の保険制度に加入履歴がある場合等、当時の保険者に申請して交付を受ける必要があります(領収証ではありません)。

市の医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療)及び介護保険に加入の方は裏面もご覧ください。

市の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）及び介護保険に加入されている方へ

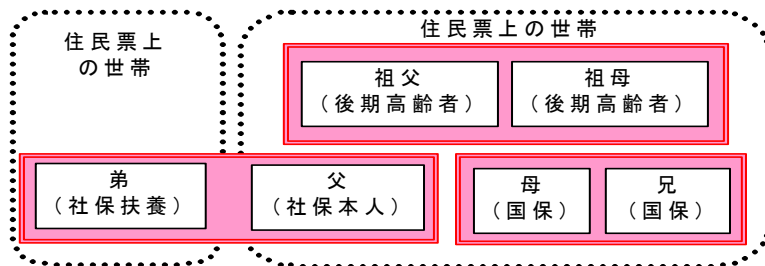
◎介護保険も含めて医療保険窓口に一括申請できます！

支給基準日の7月31日時点で市の医療保険に加入し、介護保険も市に加入している場合は、介護保険窓口での手続きは不要です。直接市の医療保険窓口（本庁健康保険課、各総合支所市民生活課、各市民センター）に申請してください。介護の自己負担額の確認は市で行います。

◎支給対象者には申請のお知らせを送付します！

支給基準日の7月31日時点で市の医療保険に加入している方で支給の可能性のある方には、国民健康保険加入者は11月以降その世帯主に、後期高齢者医療加入者は22年1月以降被保険者に、申請のお知らせを送付する予定です。ただし、計算期間内に複数の医療保険に加入していたり、市の介護保険の加入期間がない場合等は、お知らせできないこともあります。

◆合算できる世帯の範囲（例） ※加入制度が同じ場合のみ合算可能



＜ご注意＞
例えば、ご夫婦でも一方が「後期高齢者医療」、もう一方が「国民健康保険」のケースなど、加入する医療保険制度が異なる場合は、住民票上同じ世帯であっても合算できません。

が、合算できる範囲

◆合算対象者チェック表（要件に該当するかどうかの確認にご使用ください）

支給基準日(7/31)

※初年度の特例として、AとBの有利な方で計算します（AとBでは負担額が異なります）

| 氏名 | 保険種別 | 合算対象期間 A (16月) | | | | | | | | | | | | 合算対象期間 B (12月) | | | | | | |
|-----------|------|----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----------------|----|----|----|---|---|---|
| | | 平成20年 | | | | | | | | | | | | 平成21年 | | | | | | |
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | | | |
| 例) くるめたろう | 医療 | 国 | ○ | ○ | ○ | x | ○ | ○ | ○ | x | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | x | x | x | x |
| | 介護 | 久 | x | x | x | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | x | x | x | x |
| | 医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

この日時点で加入している医療保険者が申請先です。

※加入する医療保険が同一の組み合わせで、その中に医療と介護の自己負担額が存在することが要件です。

＜お問い合わせ先＞ 〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市健康福祉部

●市の介護保険に関すること 長寿介護課 0942-30-9205

●市の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）に関すること 健康保険課 0942-30-9029

※市以外の介護保険はその市町村の担当窓口、市以外の医療保険はその担当窓口にお問い合わせください。

※市の介護保険・医療保険に関する合算制度の支給申請は、各総合支所及び各市民センターでもできます。